

山形広域環境事務組合公告式条例

〔昭和43年7月
共衛条例第1号〕

改正 平成4年1月共衛条例第1号 平成12年7月山広環条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づき、山形広域環境事務組合（以下「組合」という。）の公告式について定めることを目的とする。

(平4条例1・一部改正)

(条例等の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、山形市、上山市、東村山郡山辺町及び同郡中山町の掲示場のうち、次の各号に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

(1) 山形市旅籠町二丁目3番25号

(2) 上山市河崎一丁目1番10号

(3) 東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

(4) 東村山郡中山町大字長崎120番地

(平4条例1・全改、平成12条例1・一部改正)

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程等の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者が定める規程等を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印をおさなければならない。

2 前項の公布若しくは公表については、第2条第2項の規定を準用する。

(会議規則等の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他組合の機関の定める規則で公表を要する

ものにこれを準用する。ただし、同条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

- 2 第4条の規定は、組合の機関の定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の名」、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則、規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月改正)

この条例は、公布の日から施行する。